

(仮称) 淀川左岸線延伸部環境影響評価方法書に関する市長意見

[全般的事項]

1 環境影響評価の項目の選定について

地球環境についても環境影響評価の項目に選定し、「道路事業における温室効果ガス排出量に関する環境影響評価ガイドライン」(平成 22 年 3 月 環境省)に基づいて予測評価を実施すること。

2 調査及び予測の手法について

計画道路の位置や、インターチェンジ、ジャンクション及び換気塔の位置・構造は、現時点で定まっていないが、各項目に係る調査及び予測を行う際には、計画道路と周辺の住居等の位置や高さを考慮し、適切に調査地点及び予測地点を選定すること。

3 評価の手法について

各環境影響評価の項目において、大阪市環境基本計画の目標との整合性についても併せて評価すること。

[大気質]

1 PM2.5 については、準備書作成段階における予測技術の状況を踏まえ、改めて予測評価の実施を検討すること。

2 昨今の PM2.5 を取り巻く状況に鑑み、PM2.5 の大気汚染の状況を把握するとともに、換気塔からの大気汚染物質の排出量を最小限にとどめるよう、最新の排ガス処理技術の導入について十分検討すること。

3 平日の現況交通量を把握する方針としているが、休日(土曜、日曜又は祝日)に相当程度の工事用車両の運行が見込まれる場合は、休日の現況交通量についても調査を実施すること。

4 方法書では、大気拡散予測式についてプルーム式及びパフ式を用いるとしているが、車両の走行に係る沿道濃度の予測においては、JEA 式を採用した事例も数多くあることから、それぞれの予測モデルの特性を勘案し、適切な大気拡散予測式を採用すること。

5 インターチェンジ部の出入路が曲線やループなど複雑な構造となる場合は、周辺の寄与濃度を的確に予測できるよう、大気拡散予測式の条件設定を慎重に行うこと。

6 本事業の事業実施区域の近傍には住居等が多く存在していることから、特に換気塔周辺や構造が複雑なインターチェンジ部周辺における短期的な影響を把握するため、周辺濃度が大きくなる気象条件での 1 時間値の予測を実施すること。

また、換気塔における換気量の制御方法の検討を行ったうえで、ダウンウォッシュが発生するおそれがある場合は、その条件下での濃度予測も併せて実施すること。

[強風による風害]

淀川に近接した地域に換気塔を設置する場合には、一般の市街地とは異なる風況となるものと考えられるため、予測の実施にあたり、風向及び風速について現地調査を実施すること。

〔騒音、振動、低周波音〕

- 1 シールド工事に伴い、低周波音の発生を伴う建設機械が長期間にわたり継続して稼働する場合は、「建設機械の稼働」を影響要因として選定すること。
- 2 大阪市域においては、休日の交通量が平日を上回る場合も考えられるため、休日の道路交通騒音についても調査を実施すること。
- 3 振動に係る予測について、大深度地下空間を利用する区間では、住居等の真下を掘削することも想定されるため、掘削工事に伴う振動についても予測を実施すること。
- 4 低周波音の予測地点については、住居等の位置の地上 1.2メートルとするとしているが、計画道路と周辺の住居等の位置を踏まえ、高さ方向についても予測を実施すること。

〔地盤〕

準備書の作成にあたっては、地盤に係る既存資料調査及び現地調査により、事業実施区域における地質構成や周辺の地下水の状況等を確実に把握するとともに、事業計画の策定においては、トンネルの深さや工法の選定等において、地下水位や地下水の流動への影響を回避、低減するよう慎重に検討すること。

〔動物、植物、生態系〕

地盤に係る予測評価において地下水の流動阻害が考えられる場合には、影響を受ける湧水地等の有無を調査し、湧水を利用している動植物等への影響について調査、予測及び評価を実施すること。

〔景観〕

- 1 計画策定者が選定としている主要な眺望景観に加え、換気塔や高架道路の存在により景観が大きく変化する地点についても、的確に選定し予測を実施すること。
- 2 眺望点の選定について、展望地、野外レクリエーション地及び寺社等に加え、小中学校等の教育施設、社会福祉施設、病院、図書館等、市民が利用する公共施設からの景観も対象とすること。
- 3 景観資源の選定について、国立公園、国定公園及び自然景観資源等に加え、鶴見緑地公園や淀川河川公園といったまとまりのある緑地帯や地域の歴史的・文化的な特徴を示す身近な都市の景観資源も対象とすること。

〔文化財〕

- 1 対象道路事業実施区域内に重要文化財である淀川旧分流施設 2 所（毛馬洗堰、毛馬第一閘門）、附・毛馬第二閘門、淀川改修紀功碑が存在することを、準備書に記載すること。
- 2 毛馬第一閘門付近に保存されている眼鏡橋は、上記重要文化財と相まって近代の大阪の発展を示す重要な建造物であるため、今後、具体的な事業計画を策定する際には、当該重要文化財等を改変することのないよう慎重に検討し、その内容を準備書で明らかにすること。
- 3 大阪市では、近代の遺構なども含めて埋蔵文化財包蔵地の見直し作業を進めていることから、準備書作成時点において、最新の見直し状況を勘案し、適切に調査、予測及び評価を実施すること。